



令和 4 年度静岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	265,121 戸
(2) 年間総処理水量	138,240,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	378,740 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	9,658,951 千円
下水道管渠布設等	16,869 m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	22,243,000 千円
第 1 項 営業収益	16,288,437 千円
第 2 項 営業外収益	5,954,563 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	21,349,000 千円
第 1 項 営業費用	19,301,935 千円
第 2 項 営業外費用	2,046,065 千円
第 3 項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,572,000千円は、減債積立金2,023,655千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額565,229千円及び当年度分損益勘定留保資金6,983,116千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	11,504,000千円
第1項 企 業 債	8,325,500千円
第2項 出 資 金	569,000千円
第3項 国庫(県)支出金	2,489,710千円
第4項 他会計支出金	30,000千円
第5項 負 担 金	89,790千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	21,076,000千円
第1項 建 設 改 良 費	9,715,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,261,000千円
第3項 投 資	1,100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道100周年記念誌制作業務	令和5年度	8,910千円
下水道台帳管理システム機器設置費	令和5年度	2,299千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務	令和5年度	12,980千円
公共下水道整備費	令和5年度	500,000千円
川岸町・渋川地区浸水対策事業	令和5年度	220,000千円
城北浄化センターNo.3・4最終沈殿池機械設備改築工事	令和5年度	194,579千円
城北浄化センターNo.3・4最終沈殿池電気設備改築工事	令和5年度	30,861千円
中島浄化センター汚水ポンプ機械設備改築工事	令和5～6年度	485,936千円
中島浄化センター汚水ポンプ電気設備改築工事	令和5～6年度	239,192千円
中島浄化センターNo.2-1・2-2反応タンク設備改築工事	令和5年度	179,256千円
清水南部浄化センター新系最初沈殿池機械設備改築工事	令和5年度	129,052千円
清水南部浄化センター新系最初沈殿池電気設備改築工事	令和5年度	34,149千円
清水南部浄化センター新系最初沈殿池土木改築工事	令和5年度	129,768千円
中島雨水ポンプ場No.3・8雨水沈砂池流入ゲート設備改築工事	令和5年度	88,935千円
清水南部浄化センター汚泥処理棟電気設備移設工事	令和5年度	142,365千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,325,500千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和4年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,563,870千円

(2) 交際費 200千円

令和4年2月17日提出

静岡市長 田辺信宏

